奈良市地域づくり一括交付金交付要領

（趣旨）

第１条　市が交付する交付金等の柔軟な運用により、市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成２１年奈良市条例第３４号。以下「条例」という。）第２条第８号に規定する地域自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付対象者）

第２条　交付金の交付を受けることができるものは、協議会とする。

（交付対象事業）

第３条　交付金の交付を受けることができる事業等（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協議会の運営及び自主的、自立的なまちづくりに関する事業

　ア　協議会の運営・団体間の連携に関する事業

　イ　事務局の安定的な運営を図るための人員の確保

(2) 地域活動推進に関する事業

ア　区域内の住民の対話促進及び地域コミュニティの推進に関する事業

イ　区域内の住民の要望事項等の集約に関する事業

ウ　区域内の住民がともに支えあう地域福祉の充実に関する事業

(3) 自主防災・防犯活動に関する事業

　（交付対象経費及び交付金の額）

第４条　交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費及び懇親会に係る経費のほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費は対象としない。

２　交付金の額は、別表各号の合計額とする。

ただし、当該年度の途中で認定した協議会に対しては、当該年度の９月３０日までに認定した協議会には全額を交付し、１０月１日以降に結成した協議会については、年度末に至る月数をもって按分交付する。なお、月数の算出にあたっては、１月未満の端数が生じたときは、１４日以下はこれを切り捨て、１５日以上はこれを１月として計算する。

３　前条第１号イに掲げる事業の交付金は、当該事業以外の経費に充てることができない。

４　前条第２号及び第３号に掲げる事業の交付金の交付は、条例第２条第８号の認定を行った年度から起算して１年度を経過した年度から受けることができる。ただし、協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の交付を受けるときは、当該協議会は当該各号に係る交付金を受けることはできない。

５　前条第２号及び第３号に掲げる事業の交付金の交付を受ける協議会は、当該各号に掲げる事業を必ず実施し、地域活動及び自主防災・防犯活動の推進に努めなければならない。

（交付金の交付申請）

第５条　交付金の交付を受けようとする協議会は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域づくり一括交付金交付額算出シート

(2) 事務局業務計画書　※事務局の安定的な運営を図るための人員の確保に係る支援額

申請団体のみ

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) 規約

(6) 組織図

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

（交付金交付の可否決定の通知）

第７条　市長は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を当該協議会に対し、地域づくり一括交付金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　市長は、交付金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を当該協議会に対し、地域づくり一括交付金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（交付金の請求）

第８条　前条第１項の通知を受けた協議会は、請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の支払）

第９条　市長は、前条の規定による交付金の請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（実績報告書の添付書類）

第１０条　交付金の交付を受けた協議会は、地域づくり一括交付金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の完了後、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（積立金）

第１１条　協議会は、翌年度以後に計画する対象事業の財源を計画的に確保し運用するため、交付金の一部を積立金として積み立てることができる。ただし、積立金を投機、貸付け等、収益を得又は対象事業以外の事業のための運用をしてはならない。

２　協議会は、積立てを行うときは市長と協議を行わなければならない。この場合において、協議会は、あらかじめ地域づくり一括交付金積立計画協議書（様式第６号）により市長にその旨を申し出なければならない。

３　市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画承認（不承認）決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

４　積立金から生ずる利子収入等の収益については、当該積立金に繰り入れるものとする。

５　協議会が積み立てることができる期間は、第３項の承認を受けた日の属する年度から起算して５年間を限度とし、積立終了年度又はその翌年度までに積立金の全額を目的の事業に充てなければならない。

６　積立ての対象となる事業（以下「積立金事業」という。）は、事業費が高額であり、単年度で実施することができない事業とする。ただし、第３条第１号イに掲げる事業の交付金についての積立ては認めない。

７　協議会は、積立ての内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに地域づくり一括交付金積立計画変更協議書（様式第８号）により市長にその旨を申し出なければならない。

８　市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに変更又は中止について承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

９　協議会は、毎年度、積立金として積み立てた額、積立金事業の実施状況、積立金に対する利子収入の額その他市長が必要と認める事項について、地域づくり一括交付金積立金事業状況報告書（様式第１０号）により、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。

10　協議会は、積立金事業が完了したときは、地域づくり一括交付金積立金事業完了報告書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

　(2) 交付金を対象事業以外の用途に使用したとき。

　(3) 交付金の支給後に、規則第９条第１項の規定による認定の取消し又は規則第１０条の規定による解散の届出があったとき。

　(4) 協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、交付金と奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を重複して交付を受けたとき。

(5) 前各号のほか本要領の定めに反する行為があったとき。

（交付金の返還）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、協議会に対し、期限を定めて、交付金の返還を命じることができる。

(1) 前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。

(2) 地域づくり一括交付金積立計画の変更又は中止により、積立金に不用額が生じたとき。

（関係書類の整備）

第１４条　交付金の交付を受けた協議会は、交付金に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を整備し、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

２ 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、帳簿等を検査することができる。

３　交付金の交付を受けた協議会は、前項の規定に基づき、市長が帳簿等の提出を求めたときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金 | 交付額※人口及び世帯数は申請前年度の１月１日を基準日とする。 |
| 第３条第１号に関する交付金 | アとイの合計額  ア 区域内人口に応じ、以下の額  ２，０００人以下　　　　　　　　　　　 ４０万円  ２，００１人以上５，０００人以下　　　 ４５万円  ５，００１人以上１０，０００人以下　　 ５０万円  １０，００１人以上１５，０００人以下　 ５５万円  １５，００１人以上　　　　　　　　　　　 ６０万円  イ事務局の安定的な運営を図るための人員の確保に係る支援額  ７０万円 |
| 第３条第２号に関する交付金 | ２５万円＋５０円×区域内世帯数  ※自治会加入・未加入関わらず |
| 第３条第３号に関する交付金 | （1）～（3）の合計額  （1）区域内世帯数に応じ、以下の額  ９９９世帯以下　　　　　　　　　　　　２７万円  １，０００世帯以上２，９９９世帯以下　３６万円  ３，０００世帯以上４，９９９世帯以下　４５万円  ５，０００世帯以上の場合　　　　　　　５４万円   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | （2）指定避難所開設・運営委任に基づく加算 |  | 一次指定避難所 | 二次指定避難所 | | 一部委任 | 避難所１箇所につき３万円 | 避難所１箇所につき１万円 | | 全部委任 | 避難所１箇所につき６万円 | 避難所１箇所につき２万円 | | （留意事項）  ・本交付金の対象は、「奈良市災害時における避難所配置市職員が行う業務の委任実施要領」に基づき、委任業務の受託を申し出て、本市との協定を締結した団体とする。 | | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | （3）地区内災害対策支援活動の実施に基づく加算 | 支援活動の内容は以下に限定する | 支援活動のいずれかの実施により一律５万円を交付。 | | ➀家具転倒防止器具の取付け支援 | | ②家庭の備蓄品の取付け支援 | | ③防災訓練への参加支援 | | ④避難所までの経路確認支援 | | （留意事項）  ・複数の活動を実施した場合でも同額とする。  ・①の器具、②の備蓄品の購入代金は本人負担とする。 | | |